

令和8年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第6号説明資料

令和8年2月13日

大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例

資料

制定概要	-----	1
制定内容	-----	1～3

政策課

大磯町携帯電話基地局の設置等に関する条例

1 制定概要

令和4年5月に「大磯町の携帯電話中継基地局に関する陳情書」が大磯町議会に提出され、審議の結果「採択」となりました。

その後、大磯町議会や陳情者とのヒアリング等の経過を踏まえ、電波による健康への影響に関して、町民の不安解消と近隣住民との紛争を予防する観点から、令和4年11月に電気通信事業者6社に対して、「大磯町内における携帯電話等基地局の設置に係る要請文」を発出しました。

そして、令和6年5月には、携帯電話基地局をめぐる健康被害の訴えが全国で報告されているという実情を踏まえ、携帯電話基地局を設置する際には住民説明会を開催してほしいという主旨の「西小磯の携帯電話中継基地局に関する陳情書」が再び大磯町議会に提出され、「趣旨了承」という審議結果となりました。

さらに令和7年3月には、大磯町議会に「携帯電話中継基地局条例制定についての請願」が提出され、審議の結果「採択」となっています。

本条例は、携帯電話基地局の設置等をするに関して、事業者が近隣住民に対して事前に説明する責任を明確にするとともに、町民と事業者との紛争を未然に防止することを目的に制定するものです。

2 制定内容

第1条（目的）

本条例は、携帯電話基地局の設置等に関し、事業者が近隣住民に対して事前に配慮すべき事項等を定めることにより町民と事業者との紛争を未然に防止することで安全で安心なまちづくりをめざすことを目的として定めます。

第2条（定義）

本条例で使用する、「携帯電話基地局」、「事業者」、「土地所有者等」、「近隣住民」、「紛争」及び「調整」の用語の定義を定めます。

第3条（町の責務）

町は、近隣住民と事業者との紛争を未然に防止するための施策を実施することを定めます。

第4条（事業者の責務）

事業者は、携帯電話基地局の設置等に関して、近隣住民の意見を聴き、紛争の防止に努めることを定めます。

第5条（近隣住民の責務）

近隣住民は、事業者による説明について検討を行い、紛争の防止に努めることを定めます。

第6条（自主的な解決）

紛争当事者は、紛争を自主的に解決するよう努めることを定めます。

第7条（計画書の提出）

事業者は、携帯電話基地局の設置等をするときには、工事の計画書を町長に提出することを定めます。

第8条（標識の設置）

事業者は、近隣住民に携帯電話基地局を設置することを周知するために、工事を行う周辺に標識を設置することを定めます。

第9条（近隣住民への説明等）

事業者は、計画書の提出後、近隣住民に当該工事の計画の概要を説明し、周知に努め近隣住民の理解を得るよう努めることを定めます。

また、近隣住民に説明したときは、報告書を町長に提出することを定めます。

第10条（報告書の開示等）

町長は、報告書の開示を求められたときは、これに応じることを定めます。

第11条（調整の申出等）

紛争当事者は、自主的な解決に努めても、なお紛争の解決に至らないときは、紛争の調整を町長に申し出ることができることを定めます。

第12条（調整の打ち切り）

町長は、調整によって紛争当事者間の合意が成立する見込みがないと認めるときは、これを打ち切ることができることを定めます。

第13条（調整の非公開）

調整に係る事項は、紛争当事者以外のものには、非公開とすることを定めます。

第14条（計画廃止の届出等）

事業者は、提出した計画書に掲げる計画を廃止するときは、町長に届け出るとともに、近隣住民に周知することを定めます。

第15条（勧告）

町長は、事業者に対して必要な措置を講ずることを勧告することができることを定めます。

第16条（委任）

規則への委任について定めます。

附 則

本条例の施行期日は、令和8年4月1日からとすることを定めます。

また、令和8年5月31日以降に設置等の工事に着手する携帯電話基地局に適用することを定めます。